

平成17年度地区別講習会実施報告

講習会テーマ

| | |
|--------------------|--|
| 合同講義I・II | 改正結核予防法の施行上の課題と対策強化に向けて |
| 合同講義III (厚生労働省) | 改正結核予防法の施行上の課題と対策強化に向けて ～結核予防法改正とその適正な運用について～ |
| 医学科 | 改正結核予防法下における医療機関と保健所の役割 |
| 放射線学科 | 改正結核予防法に対応した定期および定期外健診の手法 ～ハイリスク層に対するこれからの健診とは～ |
| 保健看護学科 | 改正結核予防法にみる保健看護職の役割 ～感染を広げないための方策～ |

開催地一覧

| 開催地 | 日程 | 講師 |
|-----------------|---------|---|
| 東北 (岩手県) | 7/21～22 | 合同講義：星野斉之(結核研究所企画・医学科長) 医師：御手洗聡(結核研究所抗酸菌ワルツセンター細菌検査科長) 保健師：永田容子(結核研究所対策支援部保健看護学科科長代理) 診療放射線技師：星野豊(結核研究所対策支援部放射線学科科長代理) 厚生労働省：前田光哉(結核感染症課課長補佐) |
| 関東・甲信越 (新潟県) | 6/2～3 | 合同講義：青木正和(結核予防会会長) 医師：尾形英雄(複十字病院第一診療部長) 保健師：永田容子(結核研究所対策支援部保健看護学科科長代理) 診療放射線技師：中野静男(結核研究所対策支援部放射線学科科長) 厚生労働省：佐藤愛(結核感染症課主査) |
| 東海・北陸 (愛知県) | 7/14～15 | 合同講義：森 亨(結核研究所所長) 医師：高瀬昭(渋谷診療所名誉所長) 保健師：小林典子(結核研究所対策支援部副部長) 診療放射線技師：星野豊(結核研究所対策支援部放射線学科科長代理) 厚生労働省：新俊彦(結核感染症課課長補佐) |
| 近畿 (兵庫県) | 6/23～24 | 合同講義：加藤誠也(結核研究所研究部長兼対策支援部長) 医師：吉山崇(複十字病院第一診療部付部長) 保健師：小林典子(結核研究所対策支援部副部長) 診療放射線技師：星野豊(結核研究所対策支援部放射線学科科長代理) 厚生労働省：前田光哉(結核感染症課課長補佐) |
| 中国・四国 (徳島県) | 6/9～10 | 合同講義：石川信克(結核研究所副所長) 医師：伊藤邦彦(結核研究所研究部主任研究員) 保健師：小林典子(結核研究所対策支援部副部長) 診療放射線技師：星野豊(結核研究所対策支援部放射線学科科長代理) 厚生労働省：佐藤愛(結核感染症課主査) |
| 九州 (鹿児島県) | 8/4～5 | 合同講義：島尾忠男(結核予防会顧問) 医師：和田雅子(結核研究所研究主幹) 保健師：永田容子(結核研究所対策支援部保健看護学科科長代理) 診療放射線技師：星野豊(結核研究所対策支援部放射線学科科長代理) 厚生労働省：前田光哉(結核感染症課課長補佐) |

* 講師の役職は開催当時のものです

今年も結核予防技術者地区別講習会が全国7ブロックで開催されました。

本講習会は、結核予防事業に従事している技術者に対して、各都道府県の特對事業の報告による情報交換の場を設け、結核対策に必要な最近の知識と学問の進歩に即応した技術の取得と向上を図ることを目的としています。

今年は、結核予防法改正後の講習会で、受講者にとっては大変有意義な時間となったことと思います。

東北地区

岩手県保健福祉部保健衛生課
健康予防担当（感染症チーム）

阿部 貴子



平成17年度東北地区結核予防技術者講習会は、岩手県が担当県となり、7月21日、22日の2日間、盛岡市内で開催しました。改正結核予防法が施行となって初めての講習会とあって、日頃、結核予防に熱心に関わっている方の参加が多く、県内外の医療機関、保健所、市町村等から175名の参加がありました。

合同講義は、「改正結核予防法の施行上の課題と対策強化に向けて」と題して、法改正のポイントと現状から今後の課題、最新の診断技術等について丁寧にそして分かりやすくご講義いただきました。

コース別講義では、それぞれの先生方の工夫を凝らした講義に受講生は熱心に耳を傾けていました。親しみやすい先生方の人柄と、同職種のコース別講義ということもあり、和やかな雰囲気のもと講義が進み、時には活発な質疑応答もあり、受講者にとってはとても有意義な時間となりました。

結核対策特別促進事業の報告は、今まさに頑張っている取り組みのDOTSや県独自の結核対策事業を中心に構成し、結核予防業務調査・検討会議（青森県）、秋田市保健所地域DOTS事業（秋田市）、DOTS推進事業（山形県）、高齢者入所施設結核定期健康診断受診状況等調査（岩手県）の4題の報告をいただきました。報告は、法改正後の結核対策に関して興味ある内容であり、また受講者が今後の業務で生かしていけるようなとてもよい報告でした。そして、発表者の生き生きとした活動報告の様子から、受講者は日頃の活動へのパワーとやる気を分けてもらえたのではないかと思います。

今回の講習会では、結核対策に関する最新の情報・技術を学び、また、法改正後の状況を知ることができ、とても有意義な講習会となりました。熱心な受講者からの質問は尽きることがなく、講師の方と受講者と気軽に情報交換する時間を設けることができれば、もっと受講者にとって有意義なものとなったのではないかと思います。

最後にご講義頂きました先生方、特對事業発表者の方々、各県の担当者及び結核研究所事務局の方々をはじめ、受講された皆様にはこの場をお借りいたしまして、深く感謝申し上げます。

関東・甲信越地区

新潟県福祉保健部健康対策課
感染症対策係主任

渡辺 和仁



平成17年度関東甲信越地区結核予防技術者地区別講習会は、新潟県が開催し、6月2日、3日にわたり、新潟市の新潟県医師会館を会場に開催いたしました。

本年4月には結核予防法が大幅に改正されたところでもあり、関係者の関心の高まりを受け、県内外の医療機関、保健所、市町村等から約200名の方の参加をいただきました。

合同講義では、結核予防会青木会長から、2日間に渡り、法改正の背景、健康診断及び予防接種、DOTSの取り組みなどについての詳しい解説をいただきました。

また、職種別の講義では、医師、保健師及び看護師、診療放射線技師のそれぞれの専門分野における具体的対応について講義をいただきました。

2日目の結核対策特別促進事業の評価・報告では、当県から、DOTSの取り組みについて、本庁、保健所及び医療機関のそれぞれの立場からの取り組みを報告し、参加者の皆様や講師の先生方から大変貴重な助言をいただきました。

午後の合同講義では、厚生労働省健康局結核感染症課佐藤主査から、法改正に伴い発出された通知の解説など行政面からの具体的な講義をいただきました。

講師の皆様からは、それぞれの専門的立場から最新の知見を伺うことができ、また、活発な質疑がなされるなど、参加者には大変貴重で有意義な講習会であったと確信しております。

講習会終了後に開催した結核担当者会議では、事前に各自治体から寄せられた質疑事項について、それぞれの自治体の状況等に関し意見交換を行い、また、結核予防会の講師による助言をいただくなど、参加者にとってこれからの業務を行う上で大変参考になったと思っております。

最後になりましたが、講師の先生方と講習会に参加していただいた皆様に、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

東海・北陸地区

愛知県健康福祉部
健康対策課主任

竹島 久美子



平成17年度東海北陸地区での結核予防技術者地区別講習会は、愛知県が担当県となり7月14日、15日の2日間にわたり、あいち健康プラザで開催しました。

結核予防法の改正の影響か、各種団体にこの講習会の開催の周知を快く引き受けていただき、医療機関等の関係機関からの参加も多く、331名(実人員)の皆さんが受講されました。

結核対策特別促進事業の報告・評価では、服薬支援事業の推進を目的に、師勝保健所から「実際の服薬支援事例」を、公立陶生病院と瀬戸保健所から「病院と保健所の連携」を、知多保健所から「地域の医療機関とともに治療の評価を実施しているコホート検討会」を報告いただきました。「結核の服薬を支援することは結核の治療だけでなく、その人の人生にもかかわっていく。」という師勝保健所の事例報告には、会場の参加者の誰もがう

なずいており、DOTSの実施についてモチベーションが高まったのではないかと感じられました。

厚生労働省からの合同講義は、開催日前日に、地区別講習会の通常の講師の医官ではなく法令担当官へと突然講師の変更があり、直前までドタバタしましたが、普段われわれがあまりよく分かっていない法律や通知の仕組みを具体的な説明を加えて詳しく講義をしていただき、結核予防法が改正された年の講習会として学びの多い講義となりました。

さらに、その後の、結核事務担当者会議にも、厚生労働省の法令担当官の出席を急ぎよめることができ、各州市の取り組みに違いがあったので、意見交換が白熱するのでは？との予想とはウラハラに各州市の事前の質問等に法令担当官がその都度答える形となり、あっという間に予定の時間が過ぎて会議が終了してしまいました。

東海北陸地区の特徴？と思われることを一部紹介させていただきましたが、結核予防法の改正という大きな転換期にこのような講習会を開催し、講師の先生方に最新の、そして専門的なご講義をいただきましたことは本当に意義深いものでした。最後になりましたが、受講いただきました皆様方や講師の先生方に心から感謝申し上げます。

近畿地区

兵庫県健康生活部健康局
疾病対策課結核予防係主査

中村 尚司



平成17年度近畿地区結核予防技術者講習会は、兵庫県が担当県となり、6月23日～6月24日に神戸市内で開催いたしました。

この講習会には、近畿地区の保健所、市町村、医療機関などから約240名の方に出席していただき、講演に熱心に聞き入る姿に、出席者の結核対策への関心の高さを感じる2日間となりました。

「合同講義」では、結核予防法の改正の要点、施行上の課題及び対応など、総合的な内容について丁寧にご説明していただきました。

また、「分科会」では、専門的な講義を医学科、保健看護学科、放射線学科に分かれて実施しました。医学科の講義では、標準治療の重要性、21世紀型日本版DOTS、新たな退院基準など、医療機関と保健所の役割を中心にご講義いただき、保健看護学科の講義では、地域DOTSについて、地域の保健・医療・福祉資源を有効活用しながら実

施していくことについて、事例を紹介していただきながらご講義いただきました。また、放射線学科では、定期及び定期外健診の技術向上に向け、エックス線写真の画質向上のためのフィルム評価などを実施していただきました。

さらに「結核対策特別促進事業の報告・評価」では、滋賀県から「滋賀県水口保健所における服薬支援の取り組み」、和歌山県から「個別患者支援計画による服薬支援と連携の実際」、京都府から「高齢者施設における結核スクリーニングの実際」、大阪府から「大阪府における結核患者治療成績評価検討会(コホート会議)」、奈良県から「地域における結核対策の取り組み(結核院内感染対策における保健所の役割)」について報告していただき、また本県からは「事例を踏まえた結核管理システム」について報告させていただく中で、各府県の取り組みに対して、講師の先生方から適切な指導・助言等をいただきました。

最後になりますが、本講習会の開催にあたり、講師の先生方及び結核研究所の職員の方々、さらには、ご協力いただきました近畿各府県・各市の担当者の方々、そして参加者の皆様はこの場をお借りしまして、心から感謝申し上げます。

中国・四国地区

徳島県保健福祉部健康増進課
技術課長補佐

三宅 雅史



さる6月9,10日の2日間にわたり,平成17年度結核予防技術者地区別講習会(中国・四国地区)が,徳島市で開催されました。折しも,結核予防法が約半世紀ぶりに大改正され,結核対策が大きな転換点を迎えたまさしく節目にあたる時期であったこともあり,9県から約100名の参加がありました。

講習は合同講義・分科会いずれも結核予防法の改正に関するもので,法施行上の課題と対策強化や適正な運用についての講義でした。紙面の都合で詳しくご紹介できないのが残念ですが,石川先生の講義では結核対策の4本柱(早期発見,確実治癒=DOTS,感染・発病予防,保健所・診療機関の連携)を再認識いたしました。また法改正後の適正な運用については,佐藤先生より定期外健診の処理基準,BCG接種の留意点,入所命令の取扱い等,時宜を得た説明を受けました。本県からも佐藤純子鴨島保健所長が徳島県のたばこ対策を紹介いたしました。

一方職種別の分科会では,伊藤先生から医療機

関と保健所の役割についての包括的なお話が,星野先生からは適正かつ効率的な健診を実施するための理念と実践的なお話がありました。小林先生からは“患者管理から治療成功をめざした患者支援”を合い言葉に,DOTSを中心に据えた患者・服薬支援者双方の教育の大切さをご教示いただきました。

特対事業の報告では,地域DOTSにおける保健所の取り組み(島根県松江保健所),寝たきり者に対する健診事業(愛媛県今治保健所),入所中の介護老人に対する健診委託事業(福山市保健所),結核対策推進会議の活動(徳島県徳島保健所)の4題が発表されました。服薬コンプライアンスの向上に役立つ薬剤の収納アイデア,車イスでも受検しやすい撮影装置等の工夫,高齢者結核の増加に危機感を持つことを健診の出発点とする職員意識の啓発,推進会議での活発な症例検討や研修などが印象的でした。

プログラムの最後には,アトラクションとしてメイン会場のステージで本場の阿波踊りを披露いたしました。フロアからも多数の参加をいただき,開催側としても満足しております。

最後になりましたが,講師の先生方をはじめご参加いただいた皆様のお陰を持ちまして盛会のうちに終了することができました。この場を借りて深く感謝いたします。

九州地区

鹿児島県保健福祉部健康増進課
感染症保健係主査

井手 耕二



平成17年度の九州地区の結核予防技術者地区別講習会は,鹿児島県が担当県となり,8月4日,5日の2日間,鹿児島市内で開催しました。今年度の講習会は,結核予防法改正後,最新の知識と情報を得られる数少ない機会とあって,県内外の医療機関,保健所,市町村等から約250名の参加があり,例年にも増して関心の高さが伺われました。

合同講義においては,結核を取り巻く状況の変化,今後の結核対策の方向性及び改正された結核予防法の施行上の課題やその対応について講義いただきました。

職種別講義においては,それぞれ専門的な立場から豊富な経験に基づいた貴重な講義をいただき,各会場の参加者も熱心に聴き入っていました。特に,放射線学科においては,胸部X線フィルムの評価実習も行われ,終了予定時間を大幅に超え,講義終了後も胸部X線フィルムを前に講師を囲み,質疑,意見交換が行われるなど,熱のこもった講義となり,

参加者にとって大変役立つものとなったと思います。

結核対策特別促進事業の報告・評価においては,DOTS関係2件,BCG接種針痕数調査関係1件を発表していただきました。この事例の選定に当たっては,各自治体において特に力を入れている事業を挙げていただき,その中から関心の高い事業を各自治体の投票により選んだものであり,結核対策の重点として,やはりDOTS事業に関心が高いことが伺われました。

講習会終了後に開催した担当者会議においては,例年,各自治体の結核対策事業の取り組み事例の発表,意見交換を行っていたところですが,今年度は,法改正等に伴う各自治体の対応状況などについて意見交換いたしました。

今回の講習会は,法が改正され,これからの結核対策を推進する上で重要な内容であったため,参加された方々におかれては,それぞれの地域,それぞれの立場での今後の業務に生かしていただけたらと思います。

最後に,講義,助言いただいた先生方,ご多忙にもかかわらず特別対策事業の報告をいただいた自治体の方々,そして,参加いただいた方々に,この場をお借りして深く感謝申し上げます。